

高リスク及び非協力国・地域
FATF 声明
2019年2月22日（於：パリ）

（仮訳）

金融活動作業部会（FATF）は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与のリスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守強化を促進するため、FATFは重大な欠陥をもつ国・地域を特定し、これらの国・地域と協働して、国際金融システムにリスクをもたらすそうした欠陥に対処していく。

継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATFがその加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

北朝鮮（DPRK）

北朝鮮（DPRK）

FATFは、DPRKが資金洗浄・テロ資金供与対策の体制における重大な欠陥に対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATFは、DPRKが資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応を講じることを強く求める。さらに、FATFは大量破壊兵器の拡散や拡散金融に関連した、DPRKの違法な行為によってもたらされた脅威について深刻に憂慮している。

FATFは、2011年2月25日の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、DPRK系企業・金融機関及びそれらの代理人を含めたDPRKとの業務関係及び取引に対し、特別な注意を払うよう、自国の金融機関に助言することを強く求める。FATFは、強化された監視に加え、DPRKより生じる資金洗浄・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融リスクから金融セクターを保護するために、効果的な対抗措置を適用すること、及び適用される国連安保理決議に基づく、対象を特定した金融制裁を加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。各国・地域は、関連する国連安保理決議が要請するとおり、領域内のDPRK系銀行の支店、子会社、駐在員事務所を閉鎖、及びDPRK系銀行とのコルレス関係を終了するための必要な措置をとるべきである。

FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、当該国・地域から生じるリスクに準じ、強化された顧客管理措置の適用を要請する対象とされた国・地域

イラン

イラン

2016年6月、FATFは、イランによる資金洗浄・テロ資金供与対策の重大な欠陥に対処するための高いレベルの政治的コミットメント、及びイランのアクションプランの履行に向けた技術的支援の要請の決定を歓迎した。イランによる政治的コミットメント、及びイランが講じてきた関連措置の履行を考慮し、FATFは2018年10月対抗措置の停止を継続することを決定した。

2017年11月、イランは現金申告制度を制定した。2018年8月、イランはテロ資金供与対策法の改正法を制定し、2019年1月、資金洗浄対策法の改正法を制定した。FATFは、これらの法整備に向けた努力が進展していることを認める。パレルモ条約及びテロ資金供与防止条約の批准のための法案が議会を通過したが、まだ施行されていない。いずれの国の場合と同様、FATFは、完全に施行された法律のみを考慮する。FATFは、残りの法律が完全に施行され次第、直ちに、それらの施行された法律に含まれている措置が、イランのアクションプランに対応しているか否かをFATF基準に沿って判断するための検証を行う。

2018年1月、イランのアクションプランの履行期限が到来した。2019年2月、FATFは、未だ完了していない項目が存在し、イランは、①「他国による占領を終焉させ、植民地主義、及び人種差別主義の根絶を図る」指定団体への適用除外の削除を含む、テロ資金供与の適切な犯罪化、②関連する国連安保理決議に沿ったテロリストの資産の特定及び凍結、③適切かつ強制力のある顧客管理制度の確保、④資金情報機関の機能面における完全な独立性の確保及び未遂のテロ資金供与に関連する取引にかかる疑わしい取引の届出がイランの法的枠組みの下で求められていることを明らかにすること、⑤当局が無許可の資金移動業者を如何に特定し、制裁を課しているかについて証明すること、⑥パレルモ条約とテロ資金供与防止条約の批准と履行、及び司法共助の提供能力の明確化、⑦電信送金に送金人及び受取人の完全な情報が含まれていることを金融機関が証明することの確保、に完全に対処するべきであることに留意する。

FATFは、今週の会合にて対抗措置の一時停止の継続を決定した。FATFは資金洗浄対策法の制定を歓迎するが、アクションプランが未だ完了していないことへの失望を表明し、イランが資金洗浄・テロ資金供与対策の必要な改革を完了させ、実施することにより、残りの全ての項目への対処を確保するため、改革の

道を迅速に進めることを期待する。FATF は、2019 年 6 月までに、イランが FATF 基準に従った内容で残りの法律を成立させなければ、イランに拠点を置く金融機関の支店・子会社に対し、強化した金融監督の実施を求める。

FATF は、イランが関連規則等の改正作業を継続することにも期待する。イランは、アクションプランの全てを完了するまで、FATF 声明にとどまる。同国がアクションプランにおいて特定されたテロ資金供与対策に関する欠陥に対処するために必要な措置を履行するまで、FATF は同国から生じるテロ資金供与リスク、及びそれが国際金融システムにもたらす脅威について憂慮する。したがって、FATF は、FATF 勧告 19 に則し、①取引の目的に関する情報の取得、②業務関係の強化された監督の実施、適応される管理の回数やタイミングの増加、精査が必要な取引パターンの選別を含む、イランの自然人・法人との取引に関する強化された顧客管理を適用するよう、自国の金融機関への助言を継続することを FATF 加盟国に要請するとともに、全ての国・地域に強く求める。

(以 上)